

第 68 回国連総会・新アジェンダ連合(NAC)決議
核兵器のない世界へ:核軍縮に関する誓約の履行を加速する
A/RES/68/39、2013 年 12 月 5 日採択

提案国:ブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、南アフリカ。
共同提案国:オーストリア、マルタ、パプアニューギニア、トリニダード・トバゴ。

総会は、

1946 年 1 月 24 日の決議 1/1 及び 2012 年 12 月 3 日の決議 67/34 を想起し、
(中略)

NPT を強化し、条約の完全履行及び普遍性の達成に向けた進展に寄与し、1995、2000、2010 年の再検討会議での誓約や合意された行動の履行状況を監視する 2015 年再検討会議につながる建設的かつ成功裡の準備プロセスの重要性を強調し、

1.NPT の各条項は加盟国をいかなる時もいかなる状況においても法的に拘束するものであり、すべての加盟国は、条約下の義務に対する厳格な遵守について全面的な責任を負わねばならないことを繰り返すとともに、すべての加盟国に対し、1995 年、2000 年、2010 年の再検討会議におけるすべての決定、決議、誓約を完全に遵守するよう求める。

2.2010 年再検討会議において、核兵器のいかなる使用も壊滅的な人道的結末をもたらすことに対する深刻な懸念が表明されたこと、並びにすべての加盟国がいかなる時も国際人道法を含めた適用可能な国際法を遵守する必要性を再確認したことを繰り返し強調する。

3.すべての NPT 加盟国が同条約第 6 条の下で誓約している核軍縮につながるよう、自らの保有核兵器の完全廃棄を達成するという核兵器国による明確な約束を特に再確認することを含め、2000 年の NPT 再検討会議の最終文書において合意された実際的な措置が引き続き有効であることを再確認することを想起し、2010 年再検討会議最終文書の核軍縮に関する行動計画の行動 5 に示された通り、核軍縮につながる措置の具体的な進展を加速させるとの核兵器国の誓約を想起し、核兵器国に対し、2014 年の準備委員会に実質的進展を報告する要請を含め、自国の誓約の履行を加速するために必要なあらゆる措置を講じるよう求める。

4.(略)

5.2010 年 NPT 再検討会議が、核兵器国による核兵器の開発及び質的改良の制限並びに最

先端の新型核兵器の開発中止に対する非核兵器国の正統な関心を認識したことを強調し、この点に関して措置を講じるよう核兵器国に要請する。

6.すべての核兵器国が、2010年再検討会議最終文書の核軍縮行動計画※に従い、それぞれの核兵器国でもはや軍事的に不要と判断された核分裂性物質の不可逆的廃棄を保証することを奨励する。また、すべての加盟国に対し、IAEAの文脈において、適切な核軍縮検証能力及び法的拘束力のある検証取り決めの前進を支援し、よってそのような物質が検証可能な形で軍事計画の外に恒久的に置かれることを確実にするよう求める。

7.~8.(略)

9.NPTが核軍縮及び核不拡散の実現において果たす中心的役割を引き続き強調し、すべての加盟国が、NPTの普遍化のためのいかなる努力も惜しまないよう求める。またこれに関連して、インド、イスラエル及びパキスタンが非核兵器国としてすみやかに、かつ無条件にNPTに加盟し、自国のすべての核施設をIAEA保障措置の下に置くことを求める。

10.(略)11.すべての加盟国に対し、国際的な軍縮関連機関において、多国間の文脈の中で核軍縮の大義を前進させる努力を妨害している障害を乗り越えるために力をあわせ、2010年再検討会議行動計画の中でジュネーブ軍縮会議に言及した3つの特定の勧告を即時に履行するよう促す。(後略)

12.加盟国が進捗状況を定期的に監視できるような形で、核軍縮に関する誓約を履行するよう、また、報告の促進に向けて、核保有国だけでなく、核保有国と非核保有国との信頼を高めるような標準化された報告様式について、核兵器国が可能な限り早期に合意するよう求める。

13.いくつかの核兵器国が自国の保有核兵器、政策ならびに軍縮努力についての情報提供を行ったことを歓迎するとともに、それを実施していない核兵器国に対し、同様に確信と信頼を増し、持続的な軍縮に貢献するような情報提供を行うことを要請する。

14.(略)15.加盟国に対し、国連総会決議1/1及び核不拡散条約第6条の精神及び目的にそって、核兵器のない世界に向けて誠実に多国間交渉を追求するよう求める。

16.(略)

※印には参照すべき文書の名称等が記載されているが省略した。